



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フエルナー教授の國民財産評價論：特に其方法とハンガリイ農業土地財産への應用
Author(s)	早川, 三代治
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 1, 51-70
Issue Date	1931-04
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10595">https://hdl.handle.net/2115/10595</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_p51-70.pdf



# フェルナー教授の國民財産評價論

(特に其方法とハンガリイ農業土地財産への應用)

早川三代治

## はしがき

一九三〇年九月中旬東京に開催された第十九回國際統計協會會議に於けるハンガリイ國公式代表ブダペスト大學教授 Prof. Friedrich von Fellner 氏は歸國匆匆々に氏の近著 *Das Volkvermögen Ungarns. Ein Beitrag zur Frage der Schätzung des Volkvermögens im allgemein.* Berlin und Leipzig, 1930 を私に寄せられた。予は此の好著の主要なる一部を此處に紹介して同教授とのかねての約束を履む事にし度い。

## 一

右の著「ハンガリイ國民財産」の内容は左の如き組成を持つてゐる。

第一章 國民財産の概念並に國民財産評價に應用さるゝ方法

第二章 現代ハンガリイ國民財産

第一節 土地財産

第二節 鐵山

フェルナー教授の國民財産評價論

フェルナー教授の國民財産評價論

五二

第三節 建物

第四節 交通機關

第五節 動産

第六節 外國に對する債權債務

第七節 財産の分配

### 第三章 國民財産の評價に關する批判的注意

右の内容目次に依つて知らるゝ如く、本著に於ては現在のハンガリー國民財産の評價が中心問題であり、その實際的問題の解答が重要な要素である事は明らかであるが、猶ほ外に一つの重要な理論上の問題が含まれてゐる。それは本著の副題に依つても既に推察される如く、一般に國民財産評價の方法に關する課題である。一九二六年九月二十二日ヴィーンに於て開かれた社會政策學會にては國民財産評價を不可解決の問題とし、此問題を論議する研究の學問的價值に疑を挟み、それは主に只政治的目的に役立つのみであると論ぜられた(註一)。フェルナー教授は同學會に於て右の見解に反對の所信を述べてゐたが、更に本著によつて國民財産評價の可能と難問題に對する建設的なる學問上の努力の意義を示さうと試みたのである。それ故に先づ注目さるべきは採用された方法とその理論であり、次では實際的評價の取扱ひ方が方法並に理論を有効に證明し得るか否かと云ふ事である。然し乍ら方法の不備と材料の不足とからして充分に嚴密なる結果は直ちに得られないとするも、國民財産に關する國際的統計の重要視されてゐる今日に於て、同教授の研究は充分に好ましき唆示を與へるものである。同教授はブダペスト大學統計學教授として久しく國民財産の統計的研究に従事し、此問題に關しては左の如き研究を發表してゐる。

1) Die Schätzung des Volksvermögens. Budapest, 1893

2) L'évaluation de la richesse nationale. (Bulletin de l'Institut International de Statistique. Tome XIII. 1902)

- 3) Das Volkvermögen Österreichs und Ungarns. (Bulletin de l'Institut International de Statistique, Tome XX, 1913)
- 4) Die Verteilung des Volkvermögens und Volkseinkommens der Länder der ungarischen heiligen Krone zwischen dem heutigen Ungarn und den Sukzessionsstaaten. (in "Meron", 1923.)

## 二 國民財産の概念

問題の性質上先づ國民財産の概念を規定しなければならぬ。然かも是れは前述の社會政策學會に於ける報告並に討論に見られる如く難澁な問題である。フェルナー教授に依れば「國民財産とは或る一定の時に於て、國家的に組織された一つの國民に自由に處理される一切の經濟的財の總体に外國に對する資本の債權を加へ、債務を控除したものである。國民財産に屬するものは賣買の對象物を爲すもの(例へば土地、鑛山、建物、動産、外國に對する債權)或は賣買の對象物ではないが生産的活動及び資本投下の結果たるもの(例へば鋪道、治水河川、船運河川)のみである。従つて、無制限に自由に處分される故に常に幾程にても反對給付なしに獲得される自由財は國民的生産の見地からは重要ではあるが、國民財産には屬しない。更に國民の勞働力は生産的活動の所産ではない故に是れに屬しない。」

「國民財産は國家に屬する個々の自然人の財産の總体よりも大である。何となれば國民財産は個々の自然人の財産の形作る財より成るのみならず各種の法人の財産よりも成るからである。それ故に國民財産は國民經濟學的に考へられた公共財産並に私有財産の總体である。斯る國民財産は國民總体に屬する各個人相互間の貨幣請求(有價證券、貯金等)を含まない。何となれば一私經濟の貨幣請求は他の私經濟の債務を意味し互に相殺されるからである。有價證券、貯金は信用を與ふる所有者の手に在りては請求であり、従つて私經濟の見地からは財産の要素であるが、有價證券を發行せる負債者に於ては債務である。それ故に一國國民經濟の範圍内に在りては

相互間の請求も負債も國民財産の額並に形成に影響を與へない。反之、外國に對する貨幣請求は國民財産の増加を來し、從つてそれは、内國人の外國に對する負債が國民財産を減少せしめるに對し、國民財産の要素を形成する。「國民財産は不動産的財、動産的財及び外國に連關する非有形的財より成る。國民財産の要素は不動産（土地、鑛山、建築物）、交通機關（道路、橋梁、水路、船舶、鐵道、郵便、電信、電話、自動車）、動産的財、及び外國に對する資本請求等である。此の總國民財産から外國に對する資本負債を控除しなければならぬ。或る論者、例へば Weyemann は、企業に於ける經濟力を國民財産の要素と考へてゐるが、企業は國民財産の獨立的要素ではなく、富の促進のための組織に外ならない。企業の有機体に於ては、土地、建物、動産が獨立的の法的形成物として總括して現はれる。企業はそれらの要素に分解され國民財産の個々の要素に就て勘定される。殊に株式會社の形態にて現はれてゐる企業の数増加或は減少も、それらの資本力も國民財産の額には影響を及ぼさぬ。企業は單に國民財産の分配の因子として現はれるものであつて、國民財産の要素として現はれるものではない。」

### 三 評 價 方 法

如上の概念を國民財産に與へたフエルナー教授は是れを如何なる方法に據つて評價しようとするか。此處に先づ方法の吟味が來る。同教授に依れば國民財産の評價には三つの異つた方法が考へられ得る。

(一)、個人的或は主觀的方法是各個人の財産より出發し、個々の財産の總和によつて總財産を見出す。此方法は一般的財産税の行はれてゐる處に於て應用され得る。然るに現代の一般的財産税は第一に最小生活費の社會政策的要請を容れる爲めではなく、最小財産の評價並にそれに對應する租税徴收に要する費用が收入を超過するが故にむしろ財政上の利益から最小財産を免税してゐる。又多くの財産税体系は二重課税を避ける目的にて法人をも免税してゐる。それ故に租税統計的材料は完全ではなく、その結果、主觀的方法の應用による個々の財産の總

和は課税されたる總財産額を與へるが國民財産を與へはしない。課税された財産の總和に依りては免税された甚だ多數の小財産が顧みられず、又同じく法人の所有に屬し多額の價値を表はす不動産並に動産が看過される。然るに他方には課税された財産の總和に依つて私經濟的意味に於ける財産の總額を得ると云ふ事を考慮すれば、質證券貯金等の如くそれは同時に發行せる負債者の債務を表はすものである故に何等國民財産の要素を成すものではないかゝる外觀的價値も亦考慮に入れられるであらう。若し負債者が自然人であるならば、一負債は財産税基本額からの控除額を成す事を斟酌すれば一外觀的の價値は財産要素中に現はれない。然し負債者が法人であるならば公流通の對象物を爲してゐる有價證券、貯金に於けるが如く、自然人の國民財産の中に於て考慮されたる外觀的の價値は負債の控除によつて差引されない。蓋し、法人は財産税を免ぜられてゐるからである。此點について Weymann の見解は根本から誤つてゐる。何んとなれば氏は、債權は個人財産の總和に依つて負債と相殺されると假定するからである。此主觀的方法の不利とする處は、この方法に依つては消費財産の大部分を知る事が出来ないことである。それ故に主觀的方法の應用は財産分配に對して興味ある吟味を與へるが、財産税統計の固有の性質上何等認めらるべき結果を與へない。

(二)、それ故に國民財産の評價には個々の經濟財(土地、鑛山、建物、動産等)の價値の數值的決定を與へる客觀的方法が適當する。前述の主觀的方法が總財産の個人的分配を説明するに對して客觀的方法は國民財産の客觀的組成を分解し、個々の財産要素の相對的意義を明らかにする。客觀的方法の有利なる點はその方法に依つて國民財産の數值的表現及び大部分まで信頼するに足る結果を得る事が出来るに在る。

(三)、第三の方法は、Alfred de Foville に因む方法である。Foville の方法(註二)の本質は次の點に在る。國民財産の或る一定の部分は毎年死亡のため相續によつて新しき所有に移る。それ故に或る一定の年數、即ち私有財産の總体を所有してゐた總ての者が死亡する年數の經過の後には、私有財産の總体は遺産相續によつて他人の所

有に在る。換言すれば、總社會的財産は平均に、或る者が自己の財産を相續した時から、自己の相續者に遺す時までの年數の經過後遺產相續の對象物となる。而して此年數は遺產相續の「蓋然的平均壽命」にて表はされる。それ故にもし毎年遺產相續に依つてその所有者を轉換してゐる財産の價値が知られるならば、それに蓋然的平均壽命の表はす年數を乗すれば、死亡に基く一世代の死滅と共に新なる所有に移る全私有財産の價値が與へられる。例へば平均二十九才なる人口を有する國に於ては人口は猶ほ平均三十五年の生命が期待される。何んとなれば二十九才の人の蓋然的平均壽命は三十五年であるからである。それ故に例へば蓋然的平均壽命が三十五年なる處、即ち財産が平均三十五年間或る一人の所有に留まつてゐる處に於ては相續財産年割額は1/35である。換言すれば移轉し得べき私有財産の總体の平均1/35部分が年々遺產に變轉する。是れと連關して死亡による贈與も亦遺產と共に同様に取扱はれる。何んとなれば死因贈與 (*donatio mortis causa*) は事實に於て先取遺產、死前相續を表はすからである。

若し遺產及び死因贈與の年額に蓋然的平均壽命を乗すれば、その結果としては只、私有財産の總額、社會的財産(註三)のみが得られる。然し是れは未だ國民財産ではない。遺產相續の客体とならない財産即ち相續税並に相續手數料に屬しないものは法人(會社、公共團體、市町村、寺院、國家)等の財産即ち所謂制限されたる流通を有する財産の如く、相續財産年割額中に含まれない。此理由から前者に法人の制限されたる財産が加算される。此の制限されたる財産が相續手數料の代りに土地利得税(不動産流通税の補充税)を支拂ふ國(ハンガリー國もその一例である)に於ては此の事は何等特殊なる困難を意味しない。何んとなれば法人の財産の價値は官廳の法人財産税決定によつて得られるからである。最後に、相續手數料にも又土地利得税にも従はない國家財産も亦、社會的財産に加算されねばならぬ。

Fovilleの方法は死亡による相續並に贈與が例外なしに手數料徴收或は課税に従ふ處に於て應用され得る。何ん

となれば斯る處に於てのみ年々の相續額、年々の相續財産の歸屬 (delatio hereditatis) の價值に關する統計的材料が得られるからである。

扱て以上の方法上の吟味を根據として、同教授は、第二の客觀的方法の助けを借りて現在のハンガリイ國國民財産の評価を試みたのである。即ち重要な項目に從つて分類された經濟財の總價值を見出し、次いでその結果の信憑度を吟味するために、相續統計の材料をも利用し、Foville の方法を併用して財産要素の價值の評価を行ふた。ハンガリイ國に於ては相續手數料並に贈與手數料基礎額に關する組織的に集められた材料が自由に得られない。前大藏大臣 Johann von Teleaky は一九〇六年より一九〇八年までの相續手數料並に贈與手數料を支拂ひたる動産並に不動産の價值に關する調査報告の作成を完了した。又、現在のハンガリイ國に關しては大藏大臣 Alexander Wekerle が相續手數料並に贈與手數料の基本額の作成を遂行せしめた。而して、是等の材料がフェルナー教授の本著に於て初めて利用されてゐる。

#### 四 ハンガリイ農業土地財産への應用

フェルナー教授は現在ハンガリイ國國民財産を次の如き項目、即ち、(一)土地財産、(二)鑛山、(三)交通機關、(四)動産、(五)外國に對する債權債務に分ちて夫々如上の方法を應用してゐるが此處ではその最も重要な一例として農業土地財産評價に就て見よう。

ハンガリイ國の如き農業國に於ては土地財産が國民財産中最も重要な部分を成す事は當然である。先づ第一の評価方法は土地收益の價值をそれに對應する利子率にて資本に還元する事である。同教授が特に同國大藏省參事官 Dr. Béla von Venzeltzly に負ふ數字に依れば、現在總農耕地は土地臺帳面積一六、二二五、一〇四ヨツホ(一臺帳ヨツホは〇・五七五ヘクターに當る)にして、その内九九二、六五三ヨツホが荒蕪地である。故に生産的地積

は一五、二二二、四五一ヨツホにしてその臺帳純収益は一四二、七〇〇、八七八クロネである。地租臺帳の正確な細密にわたれる調査並に所々の修正が行はれた結果、地租基本額即ち生産的地域の臺帳純収益は一四三、六一三、八四〇クロネに増加した。是れは一クロネを一・二五八五ベンゴに換算すれば一六六、三七六、六三三、六四ベンゴとなる。是れが現在ハンガリー國に於ける總農耕地積の臺帳純収益額である。それ故に、農耕地の土地臺帳ヨツホ當りの平均臺帳純収益は一〇・九三ベンゴに當る。

衆知の如く、臺帳純収益は長き年數にわたつて趨勢値として定められ又収益能力のみを表はすもので、個々の地積の實際上の純収益を表はすものではなく、實際の純収益よりも遙かに少ない。此の事は既に一八六九年四月十五日に招集された租稅改正委員會によつて決定された。即ち委員會は臺帳純収益は小作料よりも約七五・七七%小であると論じた。地租臺帳の完成以來、交通機關の發達と、高價なる人間勞働力の代りに益々多く代用されて來た機械使用の耕作との結果、生産費は農業粗収入と生産物價格の割合には高騰しなかつた。その結果、臺帳純収益の實際の純収益は絶えず増加した。我々の問題の解決と云ふ見地から興味のあるのは實際の純収益の高さである。それ故に實際の純収益と臺帳純収益との間の割合を知らなければならぬ。實際の純収益の最も意味深長なる現象形態は小作料である。それ故に若し小作賃貸されてゐる總土地財産の小作料總額とその土地財産の臺帳純収益との間の比例が知られるならば實際の純収益と臺帳純収益との比例を見出す事が出来るであらう。

大藏省の材料に依れば一八九九年に於て小作賃貸された土地財産の小作料は 四三、二七九、一一八、四六フロリアンであり、此の土地財産の臺帳純収益は 一七、九二二、一〇九、五八フロリアンである。此比率を實際の純収益と臺帳純収益との間の比率と假定するならば二・四一對一であり、即ち實際の純収益は臺帳純収益の殆んど二倍半である。今日に於ては此の差は一層大であらう。此處に特に注意すべき事は、實際の純収益が一八九九年以前に既に臺帳純収益よりも二倍半以上も大であつたと云ふ事實である。何んとなれば此の官廳統計數字は比較的

大なる小作料を表はす小作ではなく、中並に大土地小作を基礎としてゐるからである。農務省參事官 Edgar May に負ふ官廳數字に依れば一九二七年に於ける小作料は、左の如くである。

一〇〇臺帳ヨツホ以下の土地にては全國平均臺帳ヨツホ當り 五六ペング

一〇〇—一〇〇〇臺帳ヨツホ

四〇

一〇〇〇臺帳ヨツホ以上

三〇

右の如く中並に大所有地の小作料が臺帳ヨツホ當り平均三五ペングに當るに拘らず小中並に大所有地の小作料は平均四二ペングに當り、後者は前者に對し臺帳ヨツホ當り七ペング即ち二〇%の超過を示してゐる。それ故に實際の純收益と臺帳純收益との間の比率は一八九九年に於て既に二・八九對一であり、實際の純收益は大戦中の攪亂を看過すれば、三十年來絶えず高騰の傾向を示し、それが又小作料の高騰に現はれて來たのである。

地租臺帳の整理が完了した一九一六年以來土地臺帳基本額からの實際純收益の増加は貨幣價值に於て三五%に評價され得る。それ故に若し一八九九年に對して定められた比率を右の率だけ高めるならば、臺帳純收益と實際の純收益との間の比率は一對三・九〇となる。

此假定の正當なる事は次の吟味によつても保證され得る。官廳統計に依れば一九二七年に於て小所有地（一〇〇臺帳ヨツホ以下）に於て全國平均臺帳ヨツホ當り小作料は最低にて小麥一五〇キログラムに當り、中所有地（一〇〇—一〇〇〇臺帳ヨツホ）に於ては小麥一二〇キログラム、大所有地（一〇〇〇臺帳ヨツホ以上）に於ては小麥九〇キログラムに當つてゐる。然るにハンガリーに於て一九二五—一九二七年の小麥平均價格は百キログラムに對し三三・四二ペングである。従つて小所有地に於ける小作料は臺帳ヨツホ當り五〇・一三ペング、中所有地に於ては四〇・二〇ペング、大所有地に於ては二九・〇八ペングである。若し夫々の種類の所有地の小作價格の算出に當つて此の平均小作料を計算に入れるならば次の結果を得る。

小所有地	50.13 Pengé	× 8,110,223	= 406,565,478.99 Pengé
中所有地	40.10 P.	× 3,308,647	= 136,285,744.70 P.
大所有地	29.08 P.	× 4,639,444	= 134,915,031.52 P.

$$41.97 P. \times 16,148,314 = 677,766,255.21 P.$$

但し中央統計局に依る農耕地積は右の一六、一四八、三一四臺帳ヨツホであるが、大藏省に依れば一六、二二五、一〇四臺帳ヨツホであつてその間に相違がある。従つて實際の純収益に關して一層正鵠を得るにはそれを臺帳ヨツホ當りに割り當て、證明しなければならぬ。

さて、農耕地臺帳ヨツホ當り小作料は全國平均 677766 : 16148 = 41.97 Pengé となる。従つて前述の臺帳ヨツホ當り臺帳純収益一〇・九三ペンゴは小作料四一・九七ペンゴの示す臺帳ヨツホ當り實際の純収益に對して、1 : 3.84 となる。此結果は前述の計算と殆んど一致する。第一の方法に依れば臺帳ヨツホ當り實際の純収益は 四二・六二ペンゴであり、第二の方法に依れば 四一・九七ペンゴである。それ故にハンガリー國農耕地臺帳ヨツホ當りの實際の純収益は平均四二・二九ペンゴと定める事が出来る。従つて、臺帳ヨツホ當り臺帳純収益(一〇・九三ペンゴ)が實際の純収益に對する比率は  $1 : 3.87$  にて表はされ得る。同一の結果は、前述の二つの比率の相加平均  $\frac{3.90 + 3.84}{2}$  = 3.87 によつても得られる。

此數値を基礎として土地財産の収益價値の決定が行はれ得る。臺帳純収益 一六六、三七六、六三三・六四ペンゴの三・八七倍をとるならば實際の純収益六四三、八七七、五七二・八ペンゴが得られる。此額の二・二五倍(通常の利率 四・五%の資本還元)はハンガリー農耕地の収益價格 一四、四八七、二四五、三七四ペンゴを生ずる。此収益價値は農業經營に屬してゐる建物、器具、家畜をも含んでゐる。一九二七年地租に關する執行規定に依つて純粹の臺帳純収益の決定が次の如く行はれた。即ち通常の經營に於て常に得る事の出来る平均收穫から通常の經營費

を控除した價格を土地の純收益として採つた。それ故に收穫物の價值の中には經營の建物の收益も、農業的財産の收益も含まれてゐる。建物の價值は土地財産の總價値の平均 一〇・八八%と考へられ得る。ハンガリー土地信用銀行の報告に依れば抵當として登記されてゐる二六八、五六五、一六五ベングの總土地財産價値の中、二九、二二三、八九五、二九ベングは擔保地内に在る建物の價値に屬し、一三三九、三四一、二七〇、二二ベングは土地價値に屬する。それ故に總價値の一〇・八八%が建物の價値となる。此比率を全國平均として採り得るであらう。従つて純粹の土地價値を得るためには農業用建物に對する一、五七六、三一二、二九六ベング、家畜財産に對する一、五三七、三七六、五四四ベング、器具に對する五二二、三二〇、〇八一ベングを一四、四八七、二四五、三七四ベングより控除しなければならぬ。その結果、農業用建物並に器具、貯藏を除いた土地財産の收益價値は一〇、八五二、二三六、四五三ベングとなる。従つて臺帳ヨツホ當り平均收益は七一・九九ベングとなる。

次にハンガリー農耕地の評價は他の方法即ち實際の賣買價格を基礎として土地財産の流通價値の決定によつても亦得られる。此目的のために農務省は夫々大、中、小の種類の所有地に就て賣却された土地の賣値が種々なる地方に於て如何に現はれてゐるかを調査した。小所有地の賣値が大所有地の賣値よりも常に比較的に大なる事はよく知られてゐる。従つて小土地所有者に於ける土地財産相續は無報酬の勞働力にて自己の土地を耕作する本人とその家族との勞働力を絶えず且つ獨立的に利用しなければならぬ。反之、大土地所有者は契約せる勞働者を以つて、即ち高き勞働賃銀を以つて生産する。それ故に正確なる土地價格統計は地方別にした大、中、小土地財産の流通價値を與へるものでなければならぬ。農務省統計に依れば、一九二七年に於ける臺帳ヨツホ當り土地價格は次の如くである。

	100 臺帳 ヨツホ迄	1000 臺帳 ヨツホ	10000 臺帳 ヨツホ以上
ドナツ河後方の高地	760—1190 P.	630—930 P.	570—750 P.
北部高地	680—1060 P.	610—800 P.	530—670 P.
ハンガリイ低地	650—1390 P.	590—1100 P.	520—890 P.
全國平均	700—1210 P.	610—980 P.	540—790 P.

此官廳統計を基礎として計算すれば一〇〇臺帳ヨツホ以下の小所有地に於ける臺帳ヨツホ當りの流通價值は平均九五五ペング、一〇〇—一〇〇〇臺帳ヨツホの中所有地に於ては七九五ペング、一〇〇〇臺帳ヨツホ以上の大所有地に於ては六六五ペングとなる。それ故に流通價值について次の表が得られる。

小所有地	8,110,223 臺帳ヨツホ	7,745,262,965 P.
中所有地	3,398,647 "	2,697,924,365
大所有地	4,639,444 "	3,085,230,260
合計	16,148,314 "	13,528,417,590 P.

それ故に我々の信頼し得る、臺帳ヨツホ當りの平均價格は  $\frac{13528417590}{16148314} = 837.77$  Pengö である。此平均價格を既耕面積一五、二二二、四五一臺帳ヨツホに乗すればハンガリイ農耕地の流通價值として二二、七五二、九二二、七四四ペングが得られる。此の結果は前の方法にて得られたる收益價值よりも若干増加してゐる。

猶ほハンガリイ農業用地の流通價值の評價に他の方法が應用され得る。流通價值は市場に於て即ち生存者の間に於ける法律事務の形式にて成立する。我々は又、死亡に基く法律事務（死亡に基く相続並に贈與）に際して土地財産の流通價值に逢着する。然し乍らその評價はそう簡單ではない。我々は不動産所有者の死亡に基いて移動する不動産の年々の價值に關する官廳統計を有する。毎年死亡に基いて生ずる不動産所有者の變動は全國の總不



私人の所有に屬する不動産の價值並に遺産相續の對象物を爲す不動産の價值に加ふるに猶ほ寺院、公共的法律的團體（郡縣、都市、町村）協會、造營物、會社、株式會社、組合等、簡單に云へば相續の對象物を爲さず、制限されたる流通を有する不動産として土地利得税に従ふ總ての不動産の價值が加算される。猶ほ又、國有財産中に存する不動産も加へられる。何んとなれば是れは相續手数料にも土地利得税にも従はぬからである。斯くて一九二七年に於ける、土地利得税を除ける不動産の價值は大藏省秘書官、Dr. Emenich von Vargha 氏に依れば五億四千万ペングに上る。それ故に相續手数料及び土地利得税を含む總不動産は一〇、九七〇、八六〇、四一七ペングの價值となる。然るに此の値は事實に於て、實際の價值よりも以下である。何んとなれば相續手数料の評價に際しても、土地利得税の評價に於ても、通常の流通價值よりも實際に低い價值を基礎にとられるからである。それ故に土地利得税の基本額として、不動産の價值としては、合法的に認められる最小の價值が採られねばならぬその値は地租を徴收される不動産に於ては臺帳純収益の二十五倍である。然るに相續手数料の基礎としては法規に従つて不動産の通常の流通價值が採られねばならぬ。世襲財産としての、遺産相續された不動産に於ては決定し得る買値は移轉の故に五年内には殆んど現はれないと云ふ事は實際には例外的に當てはまるだけである。此場合には財産税の評價の際にとられた價值が相續手数料の算定に當つて計算基礎として役立つ。此値は實際に眞の流通價值よりも以下である。何んとなれば法規に依つて、臺帳ヨツホ當りの農業的不動産の流通價值は一般に臺帳純収益を基礎として決定されてゐるからである。その決定は次の如く行はれてゐる。財産税基本額の決定に當つて臺帳純収益一クロネ毎に財産價值六〇ペング（ヨツホ當り少く共二四〇ペング）が算定される。それ故に此事は臺帳ヨツホ當り平均臺帳純収益は一〇・九三ペングであり、財産税に於ても、従つて又相續手数料の算定に於ても臺帳ヨツホ當りの流通價值は平均五六六ペング〇七ヘラーである（註四）。此結果は既に述べた臺帳ヨツホ當りの實際の流通價值 八三七・七七ペングよりも 四七九・一%低い。是れが即ち相續手数料を基礎として得ら

れた不動産價值が低き結果となる因つて來る第二の事情なのである。

既に述べた如く一〇、九七〇、八六〇、四一七ペングなる、相續手数料並に土地利得税を含む不動産の價值は農業的に利用されてゐる土地のみならず建物をも含む。此兩者の不動産は官廳統計によつては區別して報告されてはゐないが、農業的土地財産は近似的正確を以つて取り出す事が出来る。官廳材料に依れば一九二八年に於て、基礎として役立つた不動産の總價值の中、五九・三六%は農、林業的不動産に、四〇・六四%は家屋財産に分かれてゐる。若し此比率を利用するならば一〇、九七〇、八六〇、四一七ペングの中、六、五二二、三〇二、七四三ペングが農業的財産に屬する。此値は既に述べた實際の流通價值よりも遙かに低い。

實際の價值を評價する爲めには相續手数料並に土地利得税の基礎として用ひられた流通價值は實際の流通價值が此値を超過する割合にて高められねばならぬ。

土地利得税の基礎として用ひられた五億四千万ペングの額の不動産の五九・三六%を示す農業的財産の價值は三億二千〇五十四万四千ペングとなる。此値は官廳に依つて臺帳純收益の二十五倍、従つて臺帳ヨツホ當り  $10,930 \times 25 = 273,250$  ペングに計算された。反之、實際の流通價值は前述の如く八三七・七七ペングである。従つて法規に依る最低價值よりも一〇・六・五九%だけ高い。それ故に土地利得税を徴せられる農業的財産の實際の流通價值は九八二、七五五、八五〇ペングとなる。

相續手数料並に土地利得税を含む農業的財産の流通價值六、五一二、三〇二、七四三ペング、土地利得税に屬してゐる部分を控除して残る不動産の價值六、一九一、七五八、七四三ペングは官廳に依つて實際の流通價值よりも四七%以下と算定された。それ故に相續手数料を含む農業的財産の流通價值は九、一〇一、八八五、三五二ペングとなる。

相續手数料並に土地利得税を含む農業的財産の流通價值は國家の所有に屬する農業的財産を控除して一〇、〇

八四、六四一、二〇二ペンゴとなる。全く別種の性質の材料の助けに依つて得られた此結果は賣値を基礎として得られた一二、七五二、九一二、七七四ペンゴなる流通價值の吟味並に確證とされる。何んとなれば二つの異なる方法によつて計算された流通價值が相續手数料をも土地利得税をも含んでゐない、何等の材料を有しない國家的財産の價值の加算の下に、殆んど一致するからである。

終りにもう一つの方法即ちハンガリー農耕地の信用價值を求める方法の助けによつて土地財産の推定價值の算出を試みよう。其方法は次の如くである。我々は抵當貸附の擔保に設定された土地財産のヨツホ當りの確定された平均推定價值を農業的に利用され得る總体の所有地に一般化するのである。殘念乍ら何れの信用銀行も抵當として役立つるる土地面積の量並に評價價值を報告してゐない。それ故に我々は債券發行銀行の統計材料にのみ局限した。此事情は然し結果に眞に影響を及ぼしはしない。何んとなれば、是等の大銀行が抵當貸附の大部分を與へてゐるからである。是等の信用銀行のために權利を設定されてゐる土地財産面積は一九二七年十二月三十一日に於て一、〇五七、〇八六臺帳ヨツホ、その價值六六一、八四三、〇五二ペンゴである。而してそれは臺帳ヨツホ當り六二六・一〇ペンゴである。此値を全國の農業的に利用され得る土地の總面積に及ぼすならば、此値六二六・一〇ペンゴを農業的利用面積の總ヨツホ數に乗じてハンガリー農耕地の價值が得られる。それ故に一六、二一五、一〇四臺帳ヨツホを有するハンガリー農耕地は一〇、一五二、二七六、六一四ペンゴの價值を示す。但し此計算の基礎としては純粹に耕作された面積一五、二二一、〇〇〇臺帳ヨツホの代りに全農業地積一六、二二五、〇〇〇臺帳ヨツホを採つた。何んとなれば抵當として設定された土地財産は豊饒地も瘠薄地も含まれてゐるからである。それは各臺帳ヨツホ當りの平均價值にて表はされる。純粹に耕作された土地面積の平均價值は前述の平均價值よりも、臺帳ヨツホ當り明らかに高いであらう。

信用價值は收益價值及び流通價值よりも低い。何んとなれば土地財産の價值は收益價值の中に全部現はれはし

ないからである。抵當貸附を與へる信用銀行は擔保として役立つてゐる土地財産自身の中に、最も不利なる關係に際して完全且つ充分な保證を得るために、推定價值を通常、最低に定める。その結果、その推定價值は流通價值以下のみならず、收益價值以下にすら下る。

ハンガリー農耕地の價值は異なる方法に従つて次の如くである。

收益 價值	一〇、八五二、二三六、四五三・ペンゴ
流通 價值	一二、七五二、九一二、七七四・ペンゴ
信用 價值	一〇、一五二、二七六、六一四・ペンゴ

平均 價值

一一、二五二、四七三、二八〇・ペンゴ

此の三つの價值の平均 一一、二五二、四七三、二八〇・ペンゴは國民財産の貸借對照表に於てハンガリー國農耕地の總價值としての最後の結果である。臺帳ヨツホ當り平均價值は 七三九・二〇・ペンゴとなる。舊ハンガリー王朝諸國に於ては臺帳ヨツホ當り平均價值は 四八七・八四・ペンゴ（四二二・一〇・クロネ）であつた。（但し、平均價值を 三三〇・九二・クロネと評價した。何んとなれば前に述べた如く既に一八九九年に於て實際の純收益は臺帳純收益に對して 250:1 ではなく 280:1 なる比率であり、従つて方法を同一にし且つ比較するために前に證明した値を 20% だけ高め 四二二・一〇・クロネとしなければならぬからである。）此實際に高い評價の基礎は第一に、大なる値を表はす農耕地並に葡萄園が有利になり、又、小さい値を表はす林地が不利になつた、個々の耕作種類に現はれて來た有利な變動に因るものである。舊ハンガリー王朝諸國に於ては農業的に利用し得る面積の僅かに 四三・九% が農耕地であつたに過ぎないが現在のハンガリーに於ける農耕地の比率は 六〇・一% である。即ち約三分の一の増加である。同様に各地方の耕作種類に於いて葡萄園は 一・一% から 一・三% に増加した故にその相對的重要性は 100% を超ゆる増加をした。反之、舊ハンガリー王朝諸國の農業的に利用し得る面積の 27%

を占めた収益の僅少な價値の低い林地は現在のハンガリーにては一一・八%を數ふるに過ぎない。

然し乍ら此の全國平均に臺帳ヨツホ當り五一・五二%の増加は土地財産の價値がそれに對應して増加した事為何等意味しない。従つて國土の増富を意味しない。それは現在のハンガリーに於て耕作種類の組成がより有利になつた事を示すのみである。小面積にて百分率的に大なる比率を示す比較的價値高き農耕地並に葡萄園があり又比較的の小なる百分率を示す小價値の林地がある。現在の地域の臺帳ヨツホ當りの平均價値は舊ハンガリー王朝諸國の總面積の臺帳ヨツホ當り平均價値よりも大である。

臺帳ヨツホ當りに生じた財産増加の價値増殖は勿論であると云ふ事は、現在のハンガリー國に相當する舊ハンガリー王朝諸國の部分に於て、當時の價値が臺帳ヨツホ當り六六〇・八〇ベングであり、従つて四八七八四ベングである當時の總面積の臺帳ヨツホ當り價値よりも遙かに大であつたと云ふ事によつて明らかである。(現在のハンガリー國土に相當する當時の地域に於て土地財産の價値は戰前、七、二三五、〇〇〇、〇〇〇クロネであつた。従つて臺帳ヨツホ當り四七五・三三クロネとなる。然し乍ら此額は二〇%高めて、五七〇・三九クロネ、即ち六六〇・八〇ベングに増加されねばならぬ。何んとなれば、實際の純収益は一八九九年に於て既に臺帳純収益に對して289:1なる比率をとつてゐるからである。)

反之、事情は現在にては臺帳ヨツホ當り平均價値が七三九・二〇ベングであり、即ち現在のハンガリー國土に相當する當時の地域に於けるよりも一一・八六%増加した事を示す。即ち土地の収益價値の増加に於ける此の僅少の増價はよりよき經營の結果ではあるが、主として收益物價格がより有利となつたからである。一九一三年に於ける臺帳ヨツホ當り小麥の平均收穫は七六〇キログラム、一九二五年—一九二六年に於ては平均七八五キログラムである。一九一三年に於ける玉蜀黍の臺帳ヨツホ當り平均收穫は一〇八〇キログラム、一九二五年—一九二六年に於ては平均一一二五キログラムである。小麥の平均價格は一九一三年に於てメツェ(四升八合六勺)當

り二五・四六ペング、一九二七年には三二・八八ペングである。然るに玉蜀黍の平均価格は一七・五〇ペングから二二・四〇ペングに高騰した。それ故に著しからざる收益の増加が土地財産の收益價值の僅少な上昇に現はれてゐるに過ぎない。若し一九二三年以來ハンガリーに於ける貨幣購買力が三五%減少した事を考慮に入れるならば、當時の臺帳ヨツホ當り六六〇・八〇ペングに相當せる收益價值は今日に於ては平均八九二ペングに高められねばならぬ。然るに平均、七三九・二〇ペングに過ぎない故に、價值増加は通常の量以下に留まつてゐる。然し乍ら土地財産の收益價值の高騰は必然的に土地の流通價值の高騰と關係するものではない。それ故に舊ハンガリー王朝諸國に對し現在のハンガリーに於て土地財産の流通價值が信用價值よりも亦減少したと云ふ事が説明され得る。

土地價格は一九一三年以來低下した。官廳統計に依れば一九一三年中に於て、臺帳ヨツホ當り平均地價は九六・一九三ペングなるに、一九二七年には八三・七七ペングである。不利なる信用狀態の下に土地獲得の目的に充分にして低利なる信用を使用し得ないならば、收益價值の僅少の高騰に於ても需要の減退が土地財産價格の減少に現はれて來る。土地の租稅負擔の増加は同様に流通價值の形成に不利に作用する。

土地の流通價值と同時にその信用價值も亦低下する。一九一二年ハンガリー王朝諸國に於ては臺帳ヨツホ當り平均の信用價值は七四七・二三ペングであつたに拘らず、一九二七年には僅かに六二六・一〇ペングである。抵當として役立つてゐる不動産の評價價值の決定に當つては單に低落せる地價を考慮するのみならず、抵當貸附の利率が今日に於ては當時よりも遙かに不利である事も斟酌しなければならぬ。實際の抵當貸附利子負擔は戰前の殆んど二倍の大いさとなつてゐる。此事は抵當貸附を以つて爲される賣買に際し、此狀態が低落するやうに作用する買値の決定に際してのみならず、抵當として登記される土地財産の評價に當つても亦斟酌される。此處に信用價值の低落の原因が在る。

さて、舊ハンガリー王朝諸國の土地財産は一九、八一八、七一七、六四六クローネを示す。反之、現在のハンガリー國に相當する戦前の地域の土地の價値は七、二三五、七七九、〇四五クローネである。故に、土地財産に於ける舊ハンガリー王朝諸國の損失並に隣接國の増富は戦前の價値にて計算すれば一二、五八二、九三八、五九二金貨クローネに當る。

X

以上を以つてフェルナー教授の意圖するハンガリー農業土地財産の評價は大体に紹介し得たと信ずる。理論家は其嚴密性に對して更に多くを望むかも知れない。その蜀望は甚だ好ましい事である。然し乍ら他方に於て、國民財産なる事物の本性に鑑みるならば、其複雑を極めてゐる組成の總体を最後の數值的正確さを以つて把持し得べき事に對しては相當の近似性を許さるべきである。科學に於ける近似性の正當なる認識は科學を否定するものではないと云ふ智識の上に立つならば一九二六年九月ヱイン社會政策學會に於ける如き理論家の悲觀論は正當なるものではあり得ない。此の意味に於て、フェルナー教授が經濟統計學者として、實證的に此問題の研究の可能性と有用性とを論證せんとする多年の努力と實蹟は寔に貴重なる功績である。

(註一) Volkseinkommen und Volksvermögen. Schriften des Vereins für Sozialpolitik 173 Bd. Beiträge zur Wirtschaftstheorie. I. Teil. 1926.

(註二) Alfred de Foville.—La fortune de la France. Journal de la Société de Statistique de Paris. Nov. 1883. de Foville.—La ricchezza in Francia ed in altri paesi. Giornale degli Economisti. Luglio 1893. p. 1—42.

(註三) de Foville 方法應用の結果に就つて C. A. Verrin Stuart.—Über die Methode der Berechnung des gesellschaftlichen Vermögens aus der Erbschaftsstatistik. Allgem. Statist. Arch. III. Bd. S. 481 々參照。

(註四) 1 Krone = 1.1585 Pengö. 1.1585 : 60 = 10.93 : x. x = 566.07 Pengö.